



広報奈川



令和8年8月発行

発行 奈川駐在所 小山
0263-79-202

生活道路における自動車の法定 速度が引き下げられます! 60⇨30km/h

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。

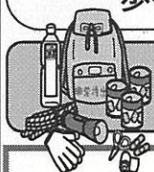
9月1日から、これらの道路における自動車の法定速度が30km/hになります。

注意
点

中央線などが無い道路であっても、速度規制標識が設置されていれば最高速度は標識のとおりです。



歩行者、自転車を守ることにつながります。安全な速度での運転をお願いします。



8月30日～9月5日は「防災週間」



防災の備え、「知っている」から「できる」へ

- 身近な災害を知る
お住まいの場所、職場、学校などで予想される災害を、市町村で作成される「防災マップ」や「ハザードマップポータルサイト」で確認しましょう。
- 身を守るために～日頃の備え～
災害に備え「いつ、誰が、何をするか」を事前に家族で検討してください。
災害時に危険な「家具の固定」や、「非常食」の準備、避難するときを持つていく「防災バッグ」「医療品」などの準備が大切です。

～観光シーズン到来～

夏の交通事故防止



観光・夏休みシーズンとなり、観光バスや観光客の車両が奈川地区に入ってきます。

特に、国道158号の入山トンネル付近では、すれ違い時にミラー同士を接触する事故が多発しています。

また、大型車両同士のすれ違いにより、渋滞も発生しますので、時間や車間にゆとりを持った安全運転を心がけてください。